

『就学援助制度』についてのお知らせ

合志市教育委員会

合志市教育委員会では、小学校及び中学校における義務教育の円滑な実施を図るために、合志市就学援助要綱に基づく援助を行っています。

1. 就学援助とは

経済的な理由により、就学が困難と認められる児童生徒について、学用品費等の一部を援助するものです。

2. 援助を受けられる保護者

市内小・中学校に在学する児童生徒の保護者で、合志市教育委員会が定める基準に該当する方

3. 申請方法

①継続申請者…2月中旬から、令和5年度の申請を児童生徒が在籍する学校で受け付けます。**(小学校と中学校両方にお子様^が在籍している場合は、中学校へ提出してください。**小学校への提出は不要です。)

②新規申請者…**在籍校に新規で申請したい旨をお伝えいただき、合志市教育委員会学校教育課へ直接申請いただくようお願いいたします。**

③その他 …転入や特別な事情等により経済状態が悪化した場合については、随時申請を受け付けます。

※新入学児童生徒がいるご家庭で、**入学準備金の申請をされた方については、令和5年度の就学援助申請を兼ねた申請書となっていますので、改めて申請していただく必要はありません。**

※学校納付金に滞納がある場合、該当分の金額を学校口座に振り込むことで未納額を相殺する場合がありますので、その委任する旨の同意を申請時に頂きます。

4. 認定について

家族(同一住所居住者含む)全員の前年分の収入・所得額等をもとに認定の審査を行います。

※未申告などで令和4年分の所得状況が把握できない世帯については、認定作業が行えませんのでご注意ください。

※**令和5年1月1日現在、合志市に住民票登録がなかった方については、1月1日現在に住民票登録があった市町村から社会保険料控除額、ひとり親控除、寡婦(夫)控除の記載がある「所得課税証明書」を取得して学校教育課へご提出願います。**(証明書は令和5年6月1日以降に取得できます。)なお、申請書は事前に提出していただいて構いません。

5. 令和4年度援助内容(参考) ※令和5年度の援助の種類及び支給額については変更になる場合があります。

援助の種類	内容及び金額		支給時期
	小学校	中学校	
新入学児童生徒学用品費 ※先に入学準備金を受給した方は対象外 ※7月までの認定者のみ	1年 40,500円	1年 47,300円	前期
学用品費等	1年 11,420円	1年 22,320円	前期 後期
	2～6年 13,650円	2～3年 24,550円	
修学旅行費	実費	認定日以降に参加した修学旅行に必要な経費(こづかい等除く)	後期
校外活動費(宿泊を伴うもの)	実費(上限あり)	認定日以降に参加した校外活動に必要な交通費及び見学料	後期
校外活動費(宿泊を伴わないもの)	実費(上限あり)	認定日以降に参加した校外活動に必要な交通費及び見学料	後期
学校給食費	実費	認定日以降に保護者が負担した給食に要する経費	前期 後期
医療費	実費	認定日以降に受診した、学校保健安全法で定められた疾病の治療に要する経費	
日本スポーツ振興センター災害共済掛金 ※4月認定者のみ	460円	掛金のうちの保護者負担分	前期
部活動費	実費(上限あり)	認定日以降に保護者が負担した部活動に要する経費(入部費・部費のみ)	前期 後期
PTA会費	実費(上限あり)	認定日以降に保護者が負担したPTA会費	前期 後期
オンライン学習通信費	1,000円/月	認定日以降に保護者が負担した通信費(レンタルに係る費用も含む)	前期 後期

※支給は、年2回(前期10月・後期3月)に分けて行います。

※上記の表は「年額」です。学用品費等については認定日以降の期間に応じて計算されます。

ご不明な点がある場合は合志市教育委員会学校教育課(096-248-2366)にお尋ねください。